

平成22年度第2回流山市福祉有償運送運営協議会議事概要

【日 時】

平成23年1月19日（火）午後2時00分～

【場 所】

流山市役所 第2庁舎 3階 306会議室

【配布資料】

- 1 平成22年度第2回流山市福祉有償運送運営協議会次第
- 2 自家有償旅客運送の更新登録協議について
 - ア 千葉県高齢者生活協同組合 花いちりん流山
 - イ 特定非営利活動法人 C&Cクラブ
 - ウ 特定非営利活動法人 まごころネットワーク
 - エ 特定非営利活動法人 思いやりのあるまちづくりの会 ふれあい
 - オ 特定非営利活動法人 市民助け合いネット

【出席委員及び職員】

会 長 西岡裕雄

委 員 鈴木孝夫委員、足利好悦委員、那地紀子委員、神谷和夫委員、渋谷季吉郎委員、
関文男委員、鈴木弘委員、坂井重敏委員、成田斉委員、吉田康彦委員
(欠席) 米山孝平委員、望月照也委員

事務局 村越友直社会福祉課長、友野哲雄社会福祉課健康福祉政策室長、
市川充宏社会福祉課健康福祉政策室主査

【会議内容】

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 福祉有償運送事業者の更新の協議について
 - ア 千葉県高齢者生活協同組合 花いちりん流山
 - イ 特定非営利活動法人 C&Cクラブ
 - ウ 特定非営利活動法人 まごころネットワーク
 - エ 特定非営利活動法人 思いやりのあるまちづくりの会 ふれあい
 - オ 特定非営利活動法人 市民助け合いネット
 - (2) その他
- 4 閉会

【議事概要】

(1) 福祉有償運送事業者の更新について

ア 千葉県高齢者生活協同組合 花いちりん流山

〔協議内容〕

委員：過去3年以内に、死亡事故や重大な事故はありましたか。

事業者：ありません。

委員：一昨年に様式第6号が変更になっており、(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統で、専従する責任者等を運行管理の責任者に、運行管理の責任者を運行管理の責任者の代行者に変えて、記入するようにされたい。

事業者：新様式で記入し、陸運支局に有効期間の更新申請をいたします。

〔協議結果〕

更新について了承することで同意

イ 特定非営利活動法人 C&Cクラブ

委員：様式6 2. 事故処理連絡体制で、事故対応の責任者の欄が未記入となっているが、どうしてか。

事業者：体制的に小規模ですので、すべて上矢洋久が行っています。その旨記入いたします。

委員：過去3年以内に、死亡事故や重大な事故はありましたか。

事業者：1件もありません。

委員：市様式1の6. 事業所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数が前回申請時の5台から3台に減っていますが、どうしてですか。

事業者：ヘルパーや運転者の減によるものです。

委員：車両数の変更があった場合には、30日以内に陸運支局へ報告することとなっていますので、今後は適正な取り扱いを行うようにされたい。

事業者：はい

委員：市様式1の7運送しようとする旅客の範囲で、ロ、ハに丸がついているが、前回申請ではイの身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者も旅客の範囲に含まれていたが、範囲を縮小した理由は何か。

事業者：以前は1人だけ障害者がいたのですが、現在は施設に入所したため障害者の登録がなくなりましたので、対象範囲から除外いたしました。

委員：現在、対象者がいなくても、旅客の範囲とすることはできます。このまま申請し、その後、障害者を運送しようとした場合には、届出が必要となります。

事業者：前回同様に、身体障害者も旅客の範囲に含めることとして届出することにいたします。

〔協議結果〕

更新について了承することで同意

ウ 特定非営利活動法人 まごころネットワーク

委員：市様式1の6. 事業所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数が前回申請時の10台から4台に減っていますが、いつ変更になったのですか。

事業者：1年前に変っています。

委員：車両数の変更があった場合には、30日以内に陸運支局へ報告することとなっていますので、今後は適正な取り扱いを行うようにされたい。

委員：過去3年以内に、死亡事故や重大な事故はありましたか。

事業者：ありません。

〔協議結果〕

更新について了承することで同意

エ 特定非営利活動法人 思いやりのあるまちづくりの会 ふれあい

委員：過去3年以内に、死亡事故や重大な事故はありましたか。

事業者：ありません。

委員：市様式1の6. 事業所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数が前回申請時の7台から6台に減っていますが、いつ変更になったのですか。

事業者：今回の申請時に、運行責任者が、持ち込み車両の運行者が重複となっており、さらに、車両の使用権限がないため、市と協議し1台減の6台にしました。

委員：もともと6台だったのですね。車両数の変更があった場合には、30日以内に陸運支局へ報告することとなっていますので、今後は適正な取り扱いを行うようにされたい。市様式1の7. 運送しようとする旅客の範囲で、イ、ロ、ハ、ニに丸が付いているが、前回申請ではイの身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者も旅客の範囲に含まれていませんでした。今回、身体障害者も旅客の範囲に含めるということですか。

事業者：現在は介護認定の扱いとなっていますが、介護認定とともに障害者手帳を持っている方もいるため、障害者も対象範囲としました。障害者としても記入したほうがよいでしょうか。

委員：身体障害者手帳だけの方はいないが、重複している方がいるということですが、だいたい何人ぐらいいますか。

事業者：2, 3名です。

委員：ダブルカウントで、合計は延べ人数になってしまいますが、障害者の欄にも人数を記入願います。今回はこれでよいですが、対象者の範囲を変更しようとする場合には届け出が必要です。

(事業関係者となっている足利好悦委員退席)

〔協議結果〕

更新について了承することで同意

オ 特定非営利活動法人 市民助け合いネット

委員：過去3年以内に、死亡事故や重大な事故はありましたか。

事業者：1件もありません。

委員：市様式1の6. 事業所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数が前回申請時の25台から21台に減っていますが、いつ変更になったのですか。

事業者：引っ越しや病気などで減少いたしました。ここで研修を受けている者があり人数については、21台よりも増加します。

委員 車両数の変更があった場合には、30日以内に陸運支局へ報告することとなっていますので、今後、変更があるということですので適正な取り扱いを行うようにされたい。

委員：様式第6号が変更になっており、(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統で、専従する責任者等を運行管理の責任者に、運行管理の責任者を運行管理の責任者の代行者に変えて、記入するようにされたい。

事業者：新様式で記入し、陸運支局に有効期間の更新申請をいたします。

〔協議結果〕

更新について了承することで同意

(2) その他

特になし